



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年就業形態の多様化に関する総合実態調査(事業所票)

所在地

事業所名

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
1	2	3

政府統計コード
調査対象者ID
初期パスワード

左記のコード及びIDを使用し、オンラインでご回答いただくと便利です。詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

法人番号(国税庁が指定する13桁の番号をいいます。)

4

←法人番号の印字がない場合や誤りがある場合等は記入・訂正をお願いします。その際、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」やマイナンバー(個人番号)を記入しないようにご注意ください。また、法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。なお、個人事業主の事業所については、無記入のままでも構いません。

※貴事業所の所在地・名称・法人番号に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

- (記入上の注意)
- (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
 - この調査は**事業所を対象**としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
 - 特に断りのない限り、**令和6年10月1日**現在の状況について記入してください。
 - 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
 - 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
 - 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例 **1 4 5**人)
 - 記入が終わった調査票は、**令和6年10月18日(金)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。
※調査票をオンラインで提出する場合は、**令和6年10月18日(金)**までに回答を送信してください。(紙調査票の返信は不要です)

I. 貴事業所について

問1 貴事業所が属する**企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)**の**常用労働者数(注1)**は何人ですか。

1,000人以上	500~999人	300~499人	100~299人	50~99人	30~49人	5~29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注1)常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- 期間を定めずに雇われている者
- 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者について

- 貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)
- 貴事業所が派遣先の場合、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年7月5日法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

記入要領

問2(2)

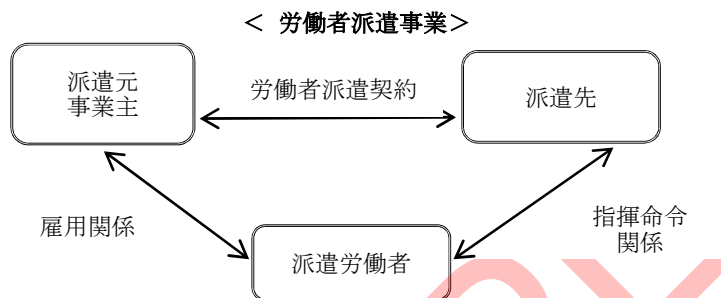
注2 事業所の形態

同一事業所に工場と営業所など（本部、支部、売店等）がある場合には、主たる機能又はその総売上高の最も多いものを選択します。総売上高が同じ場合、又は総売上高で記入が困難な場合には従事する労働者数の最も多い部門を選択してください。

問2(3)

注3 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、労働者派遣法に基づき、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。）の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



問3

注4 労働者派遣事業を行っている場合

登録型（派遣元事業所に希望する職種などの条件等を登録しておき、仕事の依頼を受けたときだけ、派遣元事業所と労働契約を結んで派遣先事業所で働く形態）の派遣労働者は労働者数に含めません。

登録型以外の形態で派遣先事業所へ派遣している派遣労働者は労働者数に含めません。

問3(1)

注5 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を設けずに雇われている労働者、定年までの場合を含めます。

注6 雇用期間の定め有り

1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者のことをいいます。

注7 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム勤務の労働者）のことをいいます。

注8 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のことをいいます。

注9 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者（雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者）のことをいいます。

注10 派遣労働者（受け入れ）

「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者のことをいいます。

ここからは貴事業所※の状況についてお答えください。※1頁(記入上の注意)2参照

問2 貴事業所の状況についてお答えください。

- (1) 問1で回答いただいた常用労働者数※のうち、貴事業所の常用労働者数は何人ですか。※1頁(注1)参照
(他社から出向してきている労働者は含めてください)

--	--	--	--

人

- (2) 貴事業所の形態(注2)で該当するものを選んでください。

事務所	工場・作業所	研究所	営業所	店舗	その他
1	2	3	4	5	6

7

- (3) 労働者派遣事業(注3)を行っていますか。

いる	いない
1	2

8

令和6年10月1日現在、貴事業所から派遣している労働者は何人ですか。

--	--	--	--

人

問3 貴事業所で就業している労働者数等についてお答えください。

令和6年10月1日現在、貴事業所で雇用する労働者及び貴事業所との契約により派遣元事業所から派遣された派遣労働者や他社から出向してきている労働者を含めてください。また、**請負労働者は除いてください**。※3頁裏面(注15)参照
(貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、派遣労働者として派遣している労働者については除いてください。(注4))

- (1) 労働者を下記の各区分により分類して人数をそれぞれ記入してください。

		雇用期間の定め無し(注5)				雇用期間の定め有り(注6)					
一般労働者 (注7)	男									人	10~11
	女									人	12~13
短時間労働者 (注8)	男									人	14~15
	女									人	16~17

臨時労働者 (注9)	いる	1	→	男					人	19
	いない	2		女					人	20

18

(派遣労働者 受け入れ) (注10)	いる	1	→	男					人	22
	いない	2		女					人	23

21

記入要領

問3 (1)

		雇用期間の定め無し(注5)		雇用期間の定め有り(注6)	
一般労働者 (注7)	男	A		C	
	女	A		C	
短時間労働者 (注8)	男	B		D	
	女	B		D	
臨時労働者 (注9)	いる	1	→	男	E
	いない	2		女	
派遣労働者 (注10)	いる	1	→	男	F
	いない	2		女	

問3 (1) と (2) の労働者数の関係

$$A + B + C + D + E = a + b + c + d + e + f + h$$

$$F = g$$

問3 (2)

		就業形態		労働者数	
正社員	A、Bのうち正社員・正職員等とされている者 (多様な正社員を含む) うち、多様な正社員(職務、勤務地、勤務時間等が限定されている者)	男	a	男	人
		女		女	
正社員以外の労働者	出向社員 A～Dのうち他社から受け入れている出向社員	男	b	男	人
		女		女	
正社員以外の労働者	契約社員(専門職) C、D、Eのうち特定職種に従事し、専門能力の発揮を目的として雇用契約期間を定めて雇用されている者	男	c	男	人
		女		女	
正社員以外の労働者	嘱託社員(再雇用者) A～Eのうち定年退職者等を一定期間再雇用する目的で雇用されている者	男	d	男	人
		女		女	
正社員以外の労働者	パートタイム労働者 B、Dのうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない者(b、c、dに該当する労働者を除く)	男	e	男	人
		女		女	
正社員以外の労働者	臨時労働者(契約社員、嘱託社員を除く) Eのうち、契約社員及び嘱託社員を除いた者	男	f	男	人
		女		女	
正社員以外の労働者	派遣労働者(受け入れ) Fと同じ	男	g	男	人
		女		女	
その他	A、Cのうち正社員以外の労働者(a、b、c、dに該当する労働者を除く。 請負労働者は入れないでください。) うち、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者	男	h	男	人
		女		女	

問3(2) 正社員の区分

正社員：事業所と直接雇用関係のある労働者で雇用期間の定めが無い労働者のうち、正社員・正職員等とされている者(他企業への出向者などを除く)

— **いわゆる正社員(従来型の正社員)**：職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員

— **多様な正社員**：いわゆる正社員より職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員

(雇用契約上明示されていなくても、実態として職務、勤務地、勤務時間等が限定されていれば含みます。育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含みません)

* 多様な正社員として以下のような例があります。

- ・ **職務限定正社員**：担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正社員
- ・ **勤務地限定正社員**：転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ない正社員
- ・ **勤務時間限定正社員**：所定労働時間がフルタイムではない、あるいは残業が免除されている正社員

注11 多様な正社員

いわゆる正社員(職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員)と比べ、職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員のことをいいます。雇用契約上明示されていなくても、実態として職務、勤務地、勤務時間等が限定されていれば含みます。育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含みません。

注12 契約社員(専門職)

契約社員の定義における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門職種をいいます。定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員(専門職)」の定義にあてはまる場合は「契約社員(専門職)」としてください。「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員(専門職)」の定義にあてはまる場合は「契約社員(専門職)」としてください。

注13 嘱託社員(再雇用者)

グループ企業の退職者を含みます。「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「嘱託社員(再雇用者)」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員(再雇用者)」としてください。

注14 パートタイム労働者

パートタイム労働者に該当するかどうかは、一定期間育児や介護等のため勤務時間を一時的に短縮している人(一定期間後、勤務時間が元に戻る場合)は本来の勤務時間で判断してください。

(2) 就業形態別、性別の内訳の人数を下記の区分により分類し、記入してください。
 (請負労働者は記入しないでください。 ※3頁裏面(注15)参照)

就業形態		労働者数				
a 正社員 ※5頁裏面(注19)参照	雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた正社員(多様な正社員(注11)、育児・介護休業中の正社員も含む)	男			人 24	
		女			人 25	
	うち、多様な正社員(注11) (例)「職務限定正社員」「勤務地限定正社員」 「勤務時間限定正社員」など	男			人 26	
		女			人 27	
正社員以外の労働者	b 出向社員	男			人 28	
		女			人 29	
	c 契約社員(専門職) (注12)	男			人 30	
		女			人 31	
	d 嘱託社員(再雇用者) (注13)	男			人 32	
		女			人 33	
	e パートタイム労働者 (注14)	男			人 34	
		女			人 35	
	f 臨時労働者(契約社員、嘱託社員を除く)	男			人 36	
		女			人 37	
	g 派遣労働者(受け入れ)	男	問3(1)の派遣労働者に同じ (記入不要)			人
		女	問3(1)の派遣労働者に同じ (記入不要)			人
h その他	上記以外の労働者 (請負労働者を入れないでください。)	男			人 38	
		女			人 39	
	うち、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者	男			人 40	
		女			人 41	

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

	a	b	c	d	e	f	g	h
	正社員	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者	その他
①対象労働者数								
②抽出率	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/
③抽出労働者数 (少数以下切上げ)								
④調査対象労働者数 (③又は上限12人)								

42

43

44

45

46

47

48

49

記入要領

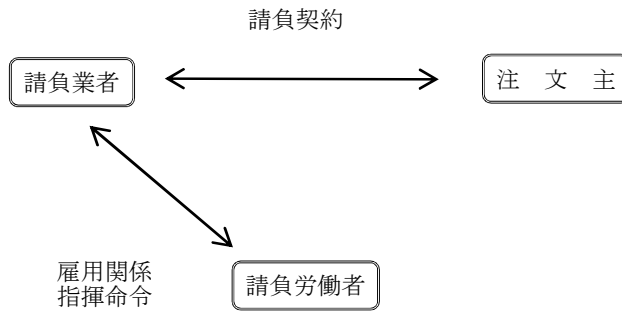
問4

注15 請負労働者

請負業者と雇用関係があり、請負業者から指揮命令を受けて就業する関係にあるが、注文主から指揮命令を受ける関係にない労働者です。本調査では貴事業所と雇用関係及び指揮命令関係はないが、貴事業所と同一場所にある敷地や社屋・構内等で就業しているすべての労働者をいいます。

例えば、警備、電話交換、清掃、給食受託業務に従事する者も該当すれば請負労働者になり、また、建物の修繕のために事業所内にいる労働者も該当すれば請負労働者になります。

ただし、請負契約を履行するためであっても、荷物の配送・集荷のように、一時的に貴事業所内に立ち寄った労働者は含めません。



問4 (2)

注16 物の製造

物の熔融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行っている請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。

記入要領

問6

注17 賃金

基本給の他、通勤手当、時間外手当等の諸手当を含めたものをいいます。

注18 賃金以外の労務コスト

健康保険等の事業主負担額、教育訓練・福利厚生関係等の費用をいいます。

SAMPLE

問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。

問6 正社員以外の労働者を活用する理由は何ですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム労働者	臨時労働者(契約社員、嘱託社員を除く)	派遣労働者(受け入れ)	その他
正社員を確保できないため	01	01	01	01	01	01	01
正社員を重要業務に特化させるため	02	02	02	02	02	02	02
専門的業務に対応するため	03	03	03	03	03	03	03
即戦力・能力のある人材を確保するため	04	04	04	04	04	04	04
景気変動に応じて雇用量を調節するため	05	05	05	05	05	05	05
長い営業(操業)時間に対応するため	06	06	06	06	06	06	06
1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため	07	07	07	07	07	07	07
臨時・季節的業務量の変化に対応するため	08	08	08	08	08	08	08
賃金(注17)の節約のため	09	09	09	09	09	09	09
賃金以外の労務コスト(注18)の節約のため	10	10	10	10	10	10	10
高年齢者の再雇用対策のため	11	11	11	11	11	11	11
育児・介護休業の代替のため	12	12	12	12	12	12	12
その他	13	13	13	13	13	13	13
	59	60	61	62	63	64	65

問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。

問7 正社員以外の労働者の活用上の問題点は何ですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム労働者	臨時労働者(契約社員、嘱託社員を除く)	派遣労働者(受け入れ)	その他
良質な人材の確保	01	01	01	01	01	01	01
定着性	02	02	02	02	02	02	02
仕事に対する責任感	03	03	03	03	03	03	03
時間外労働への対応	04	04	04	04	04	04	04
仕事に対する向上意欲	05	05	05	05	05	05	05
業務処理能力	06	06	06	06	06	06	06
正社員との職務分担	07	07	07	07	07	07	07
チームワーク	08	08	08	08	08	08	08
正社員との人間関係	09	09	09	09	09	09	09
その他	10	10	10	10	10	10	10
	66	67	68	69	70	71	72

記入要領

問8

注19 正社員

雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた正社員をいいます。（多様な正社員（注22）、育児・介護休業中の正社員も含まれます。）

注20 社内教育訓練

会社を通じて受講する教育訓練で、計画的OJT及びOFF-JTのことをいいます（実施場所は会社の内外を問いません。）。

計画的OJTとは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいいます。

OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいいます。

注21 いわゆる正社員

職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員のことをいいます。

注22 多様な正社員

いわゆる正社員より職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員のことをいいます。

育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含みません。

（例：「職務限定正社員」「勤務地限定正社員」「勤務時間限定正社員」など）

SAMPLE

問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。

問8 貴事業所で就業形態別に適用される制度はどれですか。

該当するものをすべて選んでください。

ただし、「いわゆる正社員への転換制度」及び「多様な正社員への転換制度」については、制度がなくても実態としてある場合も含めます。

	正社員 (注19)	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム労働者	臨時労働者(契約社員、嘱託社員を除く)	派遣労働者(受け入れ)	その他
雇用保険		01	01	01	01	01		01
健康保険		02	02	02	02	02		02
厚生年金		03	03	03	03	03		03
企業年金	04	04	04	04	04	04		04
退職金制度	05	05	05	05	05	05		05
財形制度	06	06	06	06	06	06		06
賞与支給制度	07	07	07	07	07	07		07
福利厚生施設等の利用	08	08	08	08	08	08	08	08
社内教育訓練(注20)	09	09	09	09	09	09	09	09
自己啓発援助制度	10	10	10	10	10	10	10	10
昇進・昇格	11	11	11	11	11	11		11
いわゆる正社員(注21)への転換制度	12		12	12	12	12		12
多様な正社員(注22)への転換制度(育児・介護のみを理由とする短時間勤務を除く。)	13		13	13	13	13		13
	73	74	75	76	77	78	79	80

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

**記入が終わった調査票は、令和6年10月18日(金)までに
同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。**

**※調査票をオンラインで提出する場合は、令和6年10月18日(金)までに、
回答を送信してください。
(紙調査票の返信は不要です)**